

平成20年4月から

# 特定健診・特定保健指導 が始まります

◆メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣病の予防と改善を図ります

◆医療保険者（国民健康保険や社会保険など）が実施主体になります

◆40歳から74歳までの方が対象です

## 特定健診とは？

メタボリックシンドロームは内臓脂肪型肥満に高血糖、高血圧、脂質異常が重なった状態で、放置すると脳卒中や心臓病を引き起こす危険性が増大します。メタボリックシンドロームまたは予備軍を見つけるため、これまでの身体測定、尿検査、血圧測定、血液検査に腹囲測定が加わります。

## 特定保健指導は どんなことをする の？

特定健診の結果により、該当者には必要に応じて生活習慣の改善を図るための保健指導が行われます。

## どうやって 受けるの？

国民健康保険、政府管掌健康保険、組合管掌健康保険、共済組合など加入しておられる医療保険者から受診方法のお知らせがあります。（扶養家族の方も対象になります）

## その他の健診

※20～39歳の方、75歳以上の方の健診についてはこれまでどおり町が実施します。  
※各種がん検診などはこれまでどおり町が実施します

### ◆問い合わせ先

福祉保健課  
☎0859・54・5207

# まさかに備えて 大山町交通 災害共済

平成19年度に皆さんに加入いただいた『交通災害共済』は、3月末日で有効期限が切れます。

平成20年度分については、区長さんに申込用紙を配布をお願いしましたので、万が一に備えて家族そろって加入しましょう。

### ◆掛金と保障内容

交通事故によって生じた死亡、障害、入院、通院について共済金をお支払いします。年齢、健康状態を問わずに町民の方ならどなたでもご加入いただけます。

#### ●掛け金

1年契約で1口千円  
（1人3口まで加入できます）

#### ●共済金

1口加入の場合  
死亡 100万円  
入院 1日につき2千円  
通院 1日につき千円

◆掛金を添えて区長さん、または役場本庁企画情報課、各支所まちづくり推進課へ◆

ご家庭にお届けしてある加入申込書に記入、押印し、掛金（1口当たり千円）を添えて平成20年3月14日（金）までにお申し込みください。（年度途中でもご加入いただけます。）

### ◆共済金の請求手続きは

共済金の請求には、次の書類が必要です。

（書類は、役場企画情報課、各支所まちづくり推進課に備えてあります）

- ① 共済金支払請求書
- ② 事故発生通知書
- ③ 交通事故証明書  
（自動車安全運転センターで発行するもの）
- ④ 医師の治療証明書
- ⑤ 承諾書

申し込み、請求など詳細は、ご家庭に配布してあるチラシをご覧ください。次のところへお問い合わせください。

### ◆問い合わせ先

役場本庁企画情報課  
☎0859・54・5202  
中山支所まちづくり推進課  
☎0858・58・6111  
大山支所まちづくり推進課  
☎0859・53・3311